

学校法人四国高松学園コンプライアンスに関する規程

平成20年9月10日制定

(目的)

第1条 この規程は学校法人四国高松学園（以下「本法人」という。）における、コンプライアンスの推進に必要な事項を定め、もって本法人の社会的信頼性と業務遂行の公正性の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「コンプライアンス」とは、役員及び職員（派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者を含む。以下「役職員等」という。）が、業務遂行に当たって、関係法令や学内規程等を遵守することを言う。

(役職員等の責務)

第3条 役職員等は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育研究の発展に寄与するため公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

(通報)

第4条 役職員等は、法令違反等の行為を知り得たときは、「学校法人四国高松学園行動規範」の定めるところにより所属長若しくは指定の通報窓口に通報しなければならない。

2 通報は、虚偽、他人の誹謗中傷及びその他不正目的でこれを行ってはならない。

(コンプライアンス推進組織)

第5条 コンプライアンスに関する重要事項は、理事会の議を経て理事長が決定する。

2 本法人におけるコンプライアンスの取組を推進するため、コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、常勤理事をもって充てる。

3 推進責任者は、理事長の指示に基づき、役職員等の意識向上や関係諸規程等の整備など、コンプライアンスの推進に必要な具体的措置を講じるものとする。

(コンプライアンス委員会)

第6条 本法人に、コンプライアンスに関する適切な実施を期すため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第7条 委員会は、次の各号に定める事項を審議する。

- 一 コンプライアンスに係る事項の決定に関すること
- 二 コンプライアンス推進のための活動方策の策定・更新及び実施に関すること
- 三 コンプライアンスに反する事案に係る事実解明のための調査とその公表に関すること
- 四 コンプライアンスに反する行為に対する対応に関すること
- 五 コンプライアンスに反する事案の再発防止対策の策定に関すること
- 六 その他コンプライアンスに関すること

(組織)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 推進責任者
- 二 学長

- 三 副学長
 - 四 教授会構成員のうちから理事を除く理事長が指名した者 2名
 - 五 事務局長
 - 六 その他理事長が必要と認める専門家 若干名
- 2 第1項第六号の委員には、本法人以外の者を含むことができる。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、前条第1項第一号の推進責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議 事)

第10条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員会が必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第12条 委員会は、必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

(事 務)

第13条 委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月13日から施行する。